

平成30年度 国民健康保険税改正のお知らせ

税率および課税限度額が改正されます

国民健康保険は、私たちが病気やけがをしたときに安心して医療機関や薬局にかかれるように、加入者が普段からお金(国民健康保険税)を出し合いお互いに助け合う制度ですが、その財政状況は、1人当たりの医療費が年々増加していることで大変厳しくなっています。国民健康保険制度が持続可能な制度とするため、赤字解消の取り組みとして税率および課税限度額を下表のとおり改正いたします。ご加入の皆さんには、ご理解とご協力をお願いいたします。

■税率改正表

区 分		平成29年度(改正前)	平成30年度(改正後)	比較増減
①医療分 (基礎課税額)	所得割税率	5.1%	5.4%	0.3%増
	資産割税率	17.0%	16.0%	1.0%減
	均等割税額	21,000円	23,000円	2,000円増
	平等割税額	22,000円	22,000円	変更なし
	課税限度額	540,000円	580,000円	40,000円増 ※
②支援金分 (後期高齢者支援金等課税額)	所得割税率	1.8%	1.9%	0.1%増
	資産割税率	3.0%	2.0%	1.0%減
	均等割税額	8,000円	8,000円	変更なし
	平等割税額	6,000円	6,000円	変更なし
	課税限度額	190,000円	190,000円	変更なし
③介護分 (介護納付金課税額)	所得割税率	1.2%	1.2%	変更なし
	資産割税率	3.0%	2.0%	1.0%減
	均等割税額	7,000円	8,000円	1,000円増
	平等割税額	6,000円	6,000円	変更なし
	課税限度額	160,000円	160,000円	変更なし

国民健康保険税 = ①医療分 + ②支援金分 + ③介護分

※ ①医療分の課税限度額が「540,000円」から「580,000円」に変更になる改正以外は、平成30年5月号広報やとみ 22 ページに掲載の内容と変更ありません。

低所得世帯の軽減範囲が拡大されます(5割軽減・2割軽減)

国民健康保険は、世帯総所得が下表の金額の範囲内にある世帯について、国民健康保険税の均等割・平等割が軽減されます。

	平成29年度(改正前)	平成30年度(改正後)
7割軽減世帯	33万円	33万円
5割軽減世帯	33万円+27万円×世帯の被保険者数 ※	33万円+27万5千円×世帯の被保険者数 ※
2割軽減世帯	33万円+49万円×世帯の被保険者数 ※	33万円+50万円×世帯の被保険者数 ※

※世帯の被保険者数には同じ世帯の中で国民健康保険から、後期高齢者医療に移行した元国民健康保険加入者を含みます。

☎市役所保険年金課(内線 123)

国民年金からのお知らせ

平成30年度申請免除の受け付けが始まります

失業や所得の減少などにより保険料の納付が経済的に難しい場合、未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。

※学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

保険料免除制度

●所得が少なく、本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の全額または一部が免除されます。

保険料納付猶予制度

●20歳～50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付を後払いにできる制度です。
●平成28年6月分までは30歳未満の方が対象です。

■免除となる所得の目安(申請する年度の前年所得で審査されます。)

扶養人数	・全額免除 ・納付猶予	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
扶養なし	57万円	93万円	141万円	189万円
1人扶養(ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
3人扶養(ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円

※「1人扶養」、「3人扶養」は、夫か妻のいずれかの方に所得のある世帯の場合です。「3人扶養」の子はいずれも16歳未満の場合の目安です。

※上記の所得の目安は、世帯の状況や各種控除などにより異なります。

※所得の確認ができなかった場合(未申告など)には、申請書を返却する場合があります。

■免除となる申請期間《7月分から翌年6月分まで》

前年所得を審査する必要性から、申請は毎年必要です。

(継続審査希望のある方で、全額免除または納付猶予の承認を受けた方は、申請手続きが不要です。)

※過去の期間については、申請日より、原則2年1か月前までさかのぼって申請できます。

■申請手続

▼受付期間 7月2日(月)～

▼申請窓口 市役所保険年金課・十四山支所地域福祉グループ

▼持ち物 年金手帳・印鑑・前年所得を証明する書類(未申告の方)・雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票(失業などを理由とするとき)

■保険料は追納できます

国民年金保険料の免除または納付猶予を受けた期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

承認された期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。ただし、納める保険料は3年度目以降、加算額が上乗せされます。

老齢基礎年金の減額を防ぐためにも、なるべく早めに追納するように心がけ、満額の年金に近づけましょう。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、追納できません。

追納は申し込みが必要ですので、詳しくは下記へご連絡ください。

☎中村年金事務所 国民年金課

☎(052)453-7200 自動音声案内「2」番を押した後、もう一度「2」番を押してください。